

文化財保存活用地域計画の策定について

1. 策定スケジュール

策定期間：令和 2～4 年度

【令和 2 年度】

- ①事前把握
- ②調査（総合的把握調査、市民アンケート、団体ヒアリング）
- ③作成作業（協議会開催）

【令和 3 年度】

- ①調査（総合的把握調査、団体ヒアリング）
- ②作成作業（協議会開催、データベース構築、課題の整理、関連文化財群・保存活用区域等の検討）
- ③説明会等の開催（市民向け成果報告会）

【令和 4 年度】

- ①情報発信（計画書・概要版印刷）
- ※文化庁による計画認定後、計画書印刷

2. 令和 2 年度事業内容

①事前把握

愛知県が実施した文化財の調査報告書や過去に発行した犬山市史、市内遺跡や民俗文化財の調査報告書、文化庁が補助し、平成 24・25 年度に（特非）古代瀬波の里・文化遺産ネットワーク及び犬山市文化遺産活用実行委員会が実施した文化遺産悉皆調査の成果等を整理・確認し、文化財に関する基礎的情報や現状の課題を把握するとともに、他部局等で作成した資料を参考に、自然的・地理的環境、歴史的背景社会的状況などの市の概要を整理する。

②調査

①の事前把握の結果を踏まえて、平成 24・25 年度の文化遺産悉皆調査において調査対象となっていない文化財の総合的把握調査を実施する。調査については、過去に文化遺産悉皆調査を実施した（特非）古代瀬波の里・文化遺産ネットワークの協力の下、地域住民等の参画を促す。

市民アンケート及び文化財の保存・活用に関わる団体等へのヒアリングを実施し、地域に埋もれた文化財及び地域住民が主体となっていて行っている文化財の保存・活用についての状況を把握する。

③作成作業

（仮称）犬山市文化財保存活用地域計画策定委員会を開催し、委員会の指導・助言を受ける。関係部局と地域計画作成のために庁内調整等を行い、犬山市文化財保護審議会の意見を聴く。

3. 令和 2 年度予算（要望額）

事業費	8, 184 千円
補助額	8, 176 千円（定額補助）

4. 実施体制

【附属機関名】

(仮称) 犬山市文化財保存活用地域計画策定委員会

【構成員（案）】

犬山市文化財保護審議会

犬山市歴史まちづくり協議会

愛知県史編さん委員会

(一社) 犬山市観光協会

犬山商工会議所

愛知県教育委員会生涯学習課文化財保護室

犬山市都市整備部長

犬山市経済環境部長

犬山市教育委員会教育部長

※その他文化財の保存・活用に関係する団体の構成員等を予定

【事務局】

犬山市教育委員会教育部歴史まちづくり課

報告事項（2）犬山市の歴史まちづくり事業の進捗について

① 中部歴史まちづくりサミット

概 要：岐阜県美濃市で開催された中部歴史まちづくりサミットに参加。年に一度中部地区各都市持ち回り開催しているもので、歴まち認定を受けた 15 都市の首長が一堂に会して歴史まちづくりに関わる様々な課題について情報交換をしている。

※資料 2-2 参照



② 犬山市歴史まちづくり賞事業

概 要：犬山城下町の風情を残し、歴史的景観の維持に寄与している建造物を表彰することで、歴史的建造物の保存に対する理解を促し、城下町の歴史的風致を維持向上するため平成 29 年度より実施しており、これまでに 11 件を表彰した。

※資料 2-3 参照

③ 福祉会館解体事業

概 要：景観計画の既存不適格建築物とされてきた犬山市福祉会館の解体に向け、本年度は実施計画を策定している。

令和 2 年度に解体予定であり、解体後は発掘調査をし、大手門を始めとした遺構解明を進める。



④ 民俗文化財保存伝承事業

概 要：市内で継承されている神楽等の伝統行事に使用される道具等の保存修理及び新調、後継者育成事業に対して補助金を交付している。

今年度実績：申請団体 25 団体

助 成 額

後継者育成：750,000 円

道具修理：21,000 円



第7回

中部歴史

まちづくりサミットin美濃

2019年10月30日(水) 13:00～17:35 (開場12:00)

会場 | 美濃市文化会館

入場無料 事前申込制 先着 450名様

※お席には限りがございます
 ※1人2枚まで申込みが可能です
 ※当日の入場は事前に配布する整理券が必要です

①基調講演……………13:30～13:45

「歴史まちづくり法の意義と美濃市の歴史まちづくり」 越澤 明氏

②記念講演……………13:50～15:05

「高橋英樹のおもしろ日本史」 高橋 英樹氏

③パネルディスカッション……15:20～16:45

「新時代の歴まちを創造する～令和の歴史まちづくり～」

パネリスト 歴史まちづくりに取り組む15都市の首長等

コーディネーター 越澤 明氏



越澤 明氏



高橋 英樹氏

申込方法

申込用紙に必要事項を記載の上、窓口またはメールにて申込み

窓口 美濃市 建設部 都市整備課 ※電話、FAXでの申込は不可
 (岐阜県美濃市1350番地 美濃市役所2階)

メール rekimachi@city.mino.lg.jp

申込用紙ダウンロード <http://www.city.mino.gifu.jp/pages/43301>

期間

窓口 10月7日(月)午前8時30分から23日(水)まで (受付時間 8:30～17:15 土日・祝を除く)

メール 10月7日(月)午前8時30分から23日(水)まで (受付時間 随時)
 (先着順 定員になり次第、締切りとさせていただきます)

※お申し込みの際にいただいた個人情報は、当サミットの申し込みのために使用し、その他の目的に使用することはありません。

共催：美濃市、国土交通省中部地方整備局



※長良川鉄道越美南線 美濃市駅より徒歩15分、岡梅山駅より徒歩5分

※美濃市文化会館には駐車場がありませんので、周辺の駐車場をご利用下さい

第7回中部歴史まちづくりサミットin美濃

新時代の歴まちを創造する～令和の歴史まちづくり～

13:00 開会挨拶

13:15 「全国における歴史まちづくりの動き」

国土交通省

13:30 基調講演「歴史まちづくり法の意義と美濃市の歴史まちづくり」

越澤 明 美濃市歴史まちづくり協議会 会長
北海道大学名誉教授

【Profile】

東京大学大学院博士課程 修了、東京大学工学博士。国土交通省 社会資本整備審議会 都市計画・歴史的風土分科会分科会長として歴史まちづくり法案の答申取りまとめを行う。犬山市歴史まちづくり協議会会長、長浜市歴史まちづくり協議会アドバイザー、守山市政策アドバイザー、一般財団法人住宅保証支援機構理事長、江戸東京博物館運営委員など公職歴任。鎌倉市市政功労者、国土交通大臣感謝状都市計画法制定百周年記念など表彰多数。



13:50 記念講演「高橋英樹のおもしろ日本史」

高橋 英樹 俳優・声優

【Profile】

1961年、高校在学中に日活ニューフェース第5期として日活株式会社に入社、「高原児」でデビュー。以後「激流に生きる男」「男の紋章」シリーズ「けんかえれじい」「戦争と人間」「伊豆の踊り子」等映画黄金時代に多数出演活躍する。デビューしてから現在まで、「竜馬がゆく」「国盗り物語」等のNHK大河ドラマ、その他時代劇、現代ドラマ、バラエティ、MC等で長年にわたり幅広く第一線で活躍を続けている。また、雑誌歴史人にて掲載していた「高橋英樹の歴史通」をまとめたものが、『高橋英樹のおもしろ日本史』として出版され、第2回野村胡堂文学賞特別賞を受賞。



15:20 パネルディスカッション

コーディネーター



越澤 明

美濃市歴史まちづくり協議会会長
北海道大学名誉教授



國島 芳明

高山市長



櫻井 義之

亀山市長



山田 拓郎

犬山市長



小坂 喬峰

恵那市長



武藤 鉄弘

美濃市長



世古口 哲哉

明和町長



柴橋 正直

岐阜市長



日置 敏明

郡上市長



廣澤 一郎

名古屋市長



岡本 栄

伊賀市長



内田 康宏

岡崎市長



豊岡 武士

三島市長



松井 三郎

掛川市長



小野 登志子

伊豆の国市長



福井 祐輔

下田市長

16:55 記念イベント等

17:30 閉会挨拶

歴まちオンライン情報

中部地方整備局webサイト

歴史まちづくり法の概要や歴史まちづくり認定都市の取り組み等について掲載しているほか、各都市の観光情報も掲載しています。



日本まんなか歴まち協議会 公式Instagram



歴史まちづくりに取り組む都市の魅力やイベント情報などを写真等で紹介しています。



■お問い合わせ

○国土交通省 中部地方整備局 建政部 計画管理課
TEL:052-953-8571 FAX:052-953-8605
E-mail : cbr-keikakukanri@mlit.go.jp

○美濃市 建設部 都市整備課
TEL:0575-33-1122 FAX:0575-31-0052
E-mail: rekimachi@city.mino.lg.jp



本選考(専門部会)での表彰に値する物件の選考の検討内容について

- 第一次審査(各審査委員が書類で採点)において、各審査委員の採点を合計した点数の順位を表記した資料等を基に本選考で選考。

今回は各部門2件ずつ、合計4件の候補が挙げたが、点差が小さく、いずれも合計点数の8割に達していること、また、いずれも城下町の町家の特徴をよく残し、歴史的建造物の保存活用における模範となりうることから、4件全てを表彰に値する建造物として専門部会での選考を確認した。

【表彰物件】

○ 「現在居住している住宅」部門

- ・ 東古券地内（個人宅）

【コメント】 特に大きな改修を行った形跡はなく、昔ながらの町家の外観を継承貴重な建造物である。格子部分に緑を飾り、町並みの雰囲気づくりに貢献している点が評価できる。



- ・ 東古券地内（個人宅）

【コメント】 一部改変が見られるが構造材はよく残されており、町家の伝統的な形態を残している点が評価できる。



○ 「その他」 部門

- ・ 東古券 1 1 0 番地 3 (Patisserie La Mieux)

【コメント】 伝統的建造物が少ない駅前通りにおいて、古民家を上手にリノベーションして活用するお手本となりえる建造物である。看板等も控えめにしたセンスのある外観である。



- ・ 東古券 6 5 9 番地 2 (五とう)

【コメント】 伝統的な構造を残しながら、一部リノベーションして活用している看板等は木材で茶色を基調とし、建造物と調和していてよい。



1 内田町練り物「子供競子」保存修理事業 修理概要

(1) 補助事業に係る文化財の概要

イ. 名称等

名称	所在地	指定年月日	備考
犬山祭の車山行事 (内田町)	犬山市内 (内田町)	H18.3.15.	子供競子の衣装・用具の復元新調等

ロ. 過去における修理の内容とその実施年度

平成 5 年 1993 衣装の復元新調

(2) 補助事業の内容

イ. 概要

・修理内容

衣装類（布製品・陣笠・草履）の復元新調

用具（布製品・火縄銃以外の模造品・胡床）の復元新調

用具（火縄銃の模造品）の修理

・工期：平成 31 年 4 月～令和 2 年 3 月（予定）

・総事業費：金 10,220,000 円

ロ. 工事事務

- ・犬山祭伝承保存委員会です承された修理方針に基づき、犬山祭の車山行事（内田町）修理委員会の監修のもと、適切に事業を実施する。

〔修理委員会の構成〕

内田町代表者

植木行宣氏（犬山祭伝承保存委員会委員長）

鬼頭秀明氏（犬山祭伝承保存委員会委員）

- ・国庫補助事業の特別会計を設け、帳簿を作成し、適切に予算を執行する。
- ・詳細な修理記録を作成する。

内田町練り物「子供競子（餌刺・鉄砲組）」の衣装・用具 復元新調等



子供競子（餌刺・鉄砲組）

内田町は「子供競子」と呼ばれる餌刺・鉄砲組の練り物で犬山祭に参加している。子供たちが紋付着物に股引きを穿き、背に三巴紋の入った緋の打割き羽織に陣笠を着け、鵜竿や鉄砲などの用具を持って練る。



衣装類

子供たちが着用する町内所有の衣装類は、毎年の使用による消耗が激しい。布製品の生地が脆化と退色が著しく、陣笠や草履などの着用品も含め、すでに使用限度を超えた状態である。



11/7 修理委員会：
製作サンプルの確認



用具類

子供たちの持つ用具類（刀、火縄銃、鵜竿などの模造品）は損傷や経年劣化が進み、町内による応急補修によって使用を継続している状態である。



12/6 修理委員会：
鷹の製作進捗確認

2 練屋町國香欄保存修理事業 修理概要

(1) 補助事業の係る文化財の概要

イ. 名称等

名称	所在地	指定年月日	備考
犬山祭の車山行事 (練屋町)	犬山市内(練屋町)	H18.3.15.	練屋町懸装幕(中幕復元新調) 練屋町人形(からくり人形修理)

ロ. 過去における修理の内容とその実施年度

文政 4 年	1822	水引幕の新調
明治 2 年	1869	赤幕の新調
昭和 4 年	1929	中幕の作替
昭和 43 年	1962	車輪の修理<県費補助事業>
昭和 58 年	1983	上山・下山塗装、芯棒・下山六本柱の修理 <県費補助事業>
昭和 59 年	1984	赤幕の新調
平成 11 年	1999	からくり人形の修理 <県費補助事業>
平成 12 年	2000	車輪の修理 <県費補助事業>
平成 24 年	2012	芯棒等の修理<国庫補助事業>

(2) 修理の内容

イ. 概要

修理内容(予定)

令和 2 年度

中幕「白地鳳凰文様羅背板刺繍幕(前)」1 面、「白地龍文様羅紗刺繍幕(左)」1 面 復元新調 付属品(飾り房・吊り金具)有

令和 3 年度

中幕「白地玄武文様羅背板刺繍幕(後)」1 面、「白地虎文様羅紗刺繍幕(右)」1 面 復元新調 付属品(飾り房・吊り金具)有

からくり人形「唐子人形」1 体、「文殊人形」1 体 修理 文殊人形椅子固定台 復元新調

工期

令和 2 年 4 月～令和 4 年 3 月(予定)

ロ. 工事事務

- ・犬山祭伝承保存委員会です承された修理方針に基づき、犬山祭の車山行事(練屋町)修理委員会の監修のもと、適切に事業を実施する。

〔修理委員会の構成(予定)〕

練屋町代表者

植木行宣氏(犬山祭伝承保存委員会委員長)

鬼頭秀明氏・藤井健三氏・久保智康氏・石樽康彦氏(犬山祭伝承保存委員会)

- ・国庫補助事業の特別会計を設け、帳簿を作成し、適切に予算を執行する。
- ・詳細な修理記録を作成する。

練屋町車山「国香欄」中幕 現況



〔中幕〕

前面（白地鳳凰文様羅背板刺繍幕）

昭和 4 年の修理において旧幕から文様部を切り取り、新しい白羅紗に切付縫をしている。白羅紗地には汚れと伸縮が見られ、刺繍部は退色が見られる。



左面（白地龍文様羅紗刺繍幕）

破損等の状況は前面幕に同じ。



前面 鳳凰の目

四神の目には金具が嵌入している。

① 高木家住宅 蔵

■ 建造物名 高木家住宅 蔵【登録有形文化財建造物】

■ 所在地 犬山市大字犬山字東古券

■ 建物概要

【構造】・・・・土蔵造 2 階建

【建築年】・・・・大正初期

【面積】・・・・建築面積 33 m²

【外観】・・・・平入、切妻造、棧瓦葺、桁行 6.1m、梁間 4.0m

■ 事業内容

土台の取替、柱差替え。外部漆喰塗り直し。

■ 補助対象事業費及び交付予定額

事業費:7,040,000 円 補助額:4,693,000 円

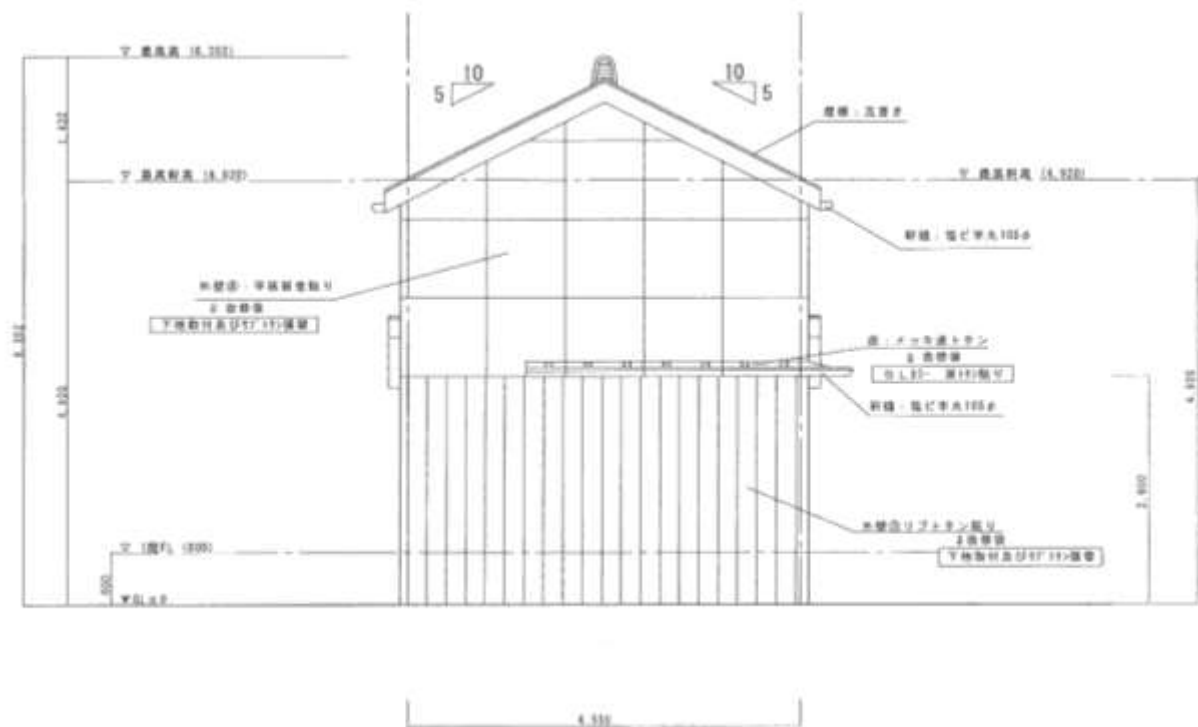
■ 特徴

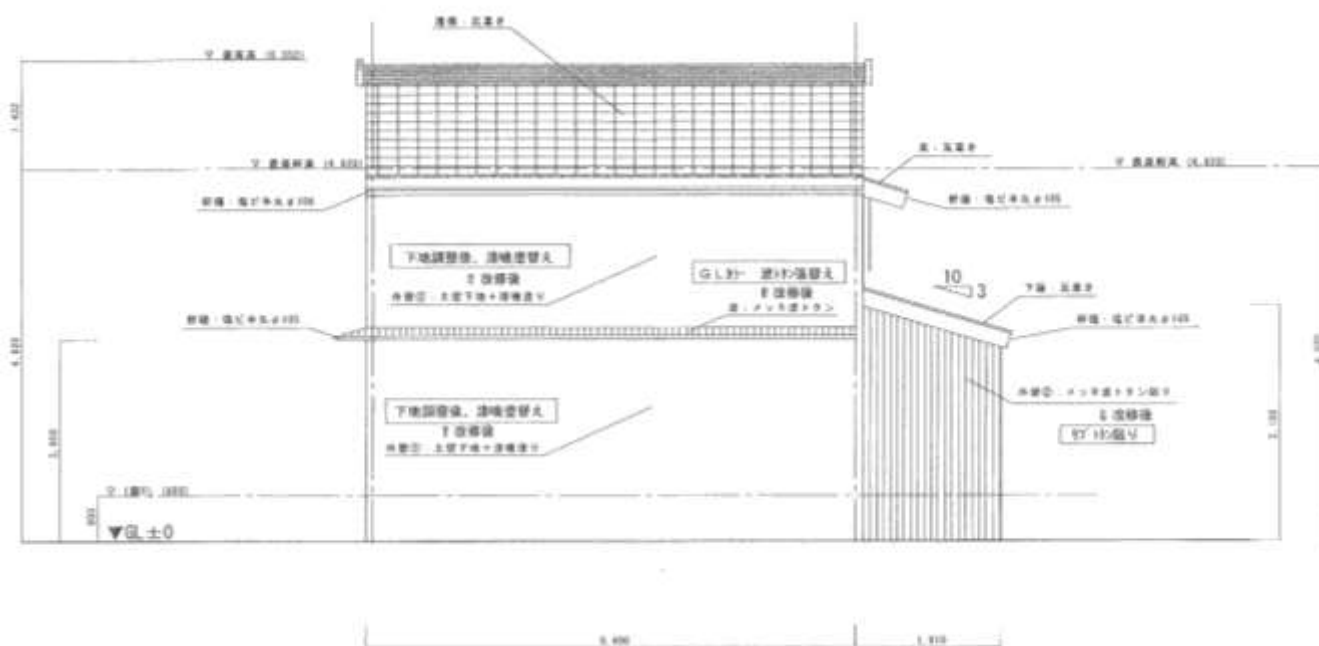
もと酒造業を営んだ商家。
蔵は主屋の背後、裏庭の東に位置する。桁行 3 間梁間 2 間の土蔵造 2 階建、切妻造、棧瓦葺の東西棟である。外壁は白漆喰仕上で、腰を海鼠壁とする。西妻に瓦葺庇をつけて戸口を開き、両開の黒漆喰塗土戸を釣込む。2 階窓は片開の漆喰塗土戸を釣込み、瓦庇をつける。



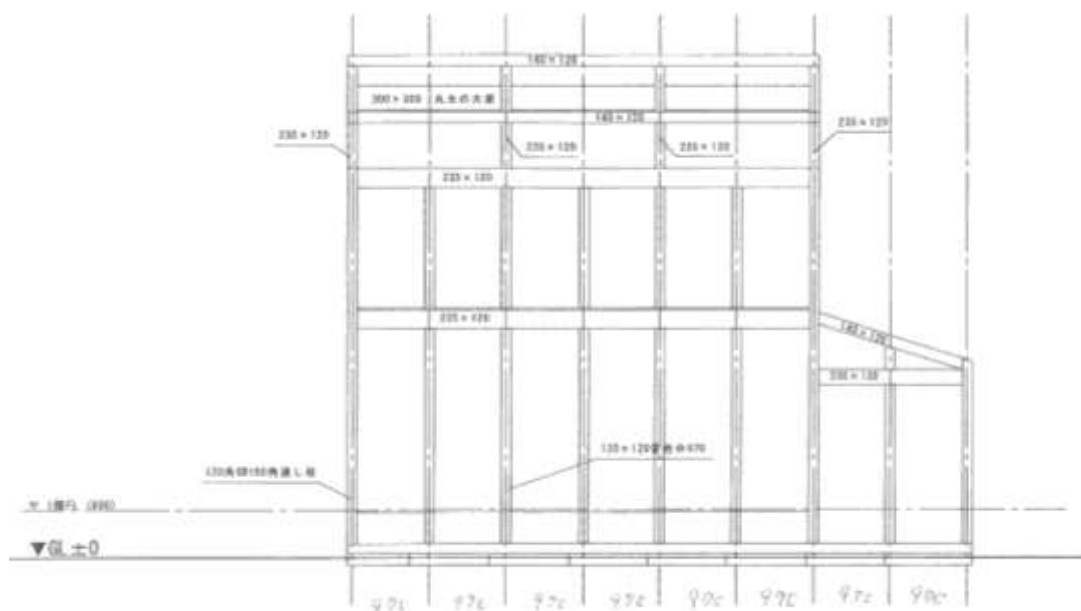
蔵西面



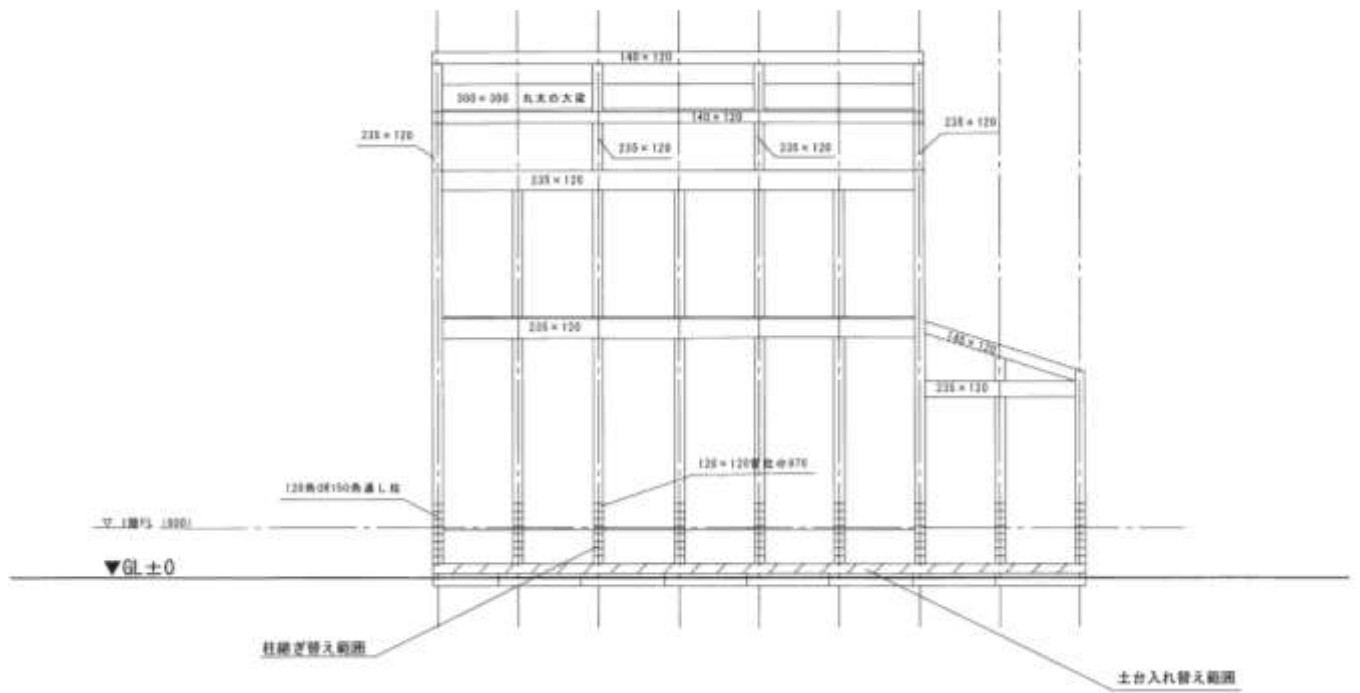




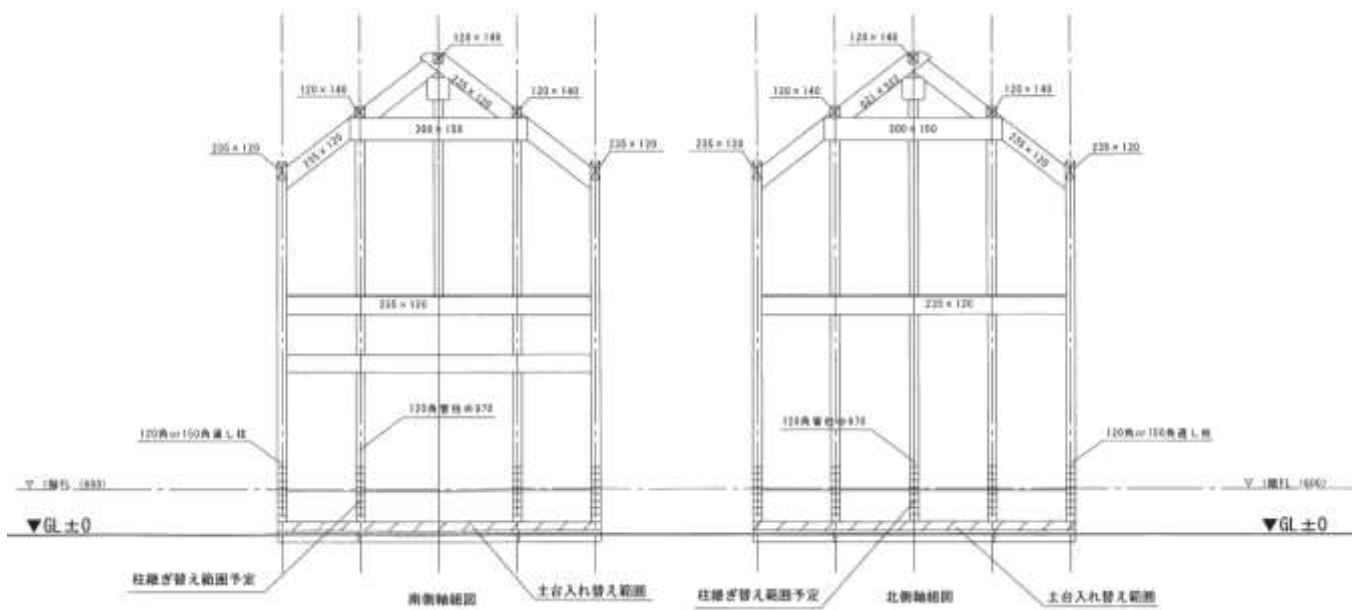
北立面図



北軸組図



北改修軸組図



改修東西軸組図



蔵南西面



蔵南東面



蔵北西面



蔵北側東面下部



1 階内部状況



2 階内部状況

② 旧小守家住宅

■ 建造物名 旧小守家住宅【登録有形文化財建造物】

■ 所在地 犬山市大字犬山字東古券

■ 建物概要

【構造】・・・木造二階建

【建築年】・・・大正 12 年頃

【面積】・・・1 階 167.81 m²、2 階 156.44 m²（平面図より算定）

【外観】・・・平入、切妻造、棧瓦葺、桁行 12.9m、梁間 13.9m

■ 事業内容

【構造】・・・蟻害で腐食した柱及び土台を除去し、部材の差替えを行う。

■ 補助対象事業費及び交付予定額

事業費:561,330 円 補助額:374,000 円

■ 特徴

余坂の木戸前に位置し、建設時期については普請帳により大正 12 年 12 月に上棟されたことが分かる。二階正面側は当初は縁が無く、腰壁付の格子窓であり、この時代の犬山の町家の典型的な形式で建てられていた。犬山の伝統建築を受け継いだ大工の手になり、内部には当初材も随所に残されていて、材料も良質な建物である。

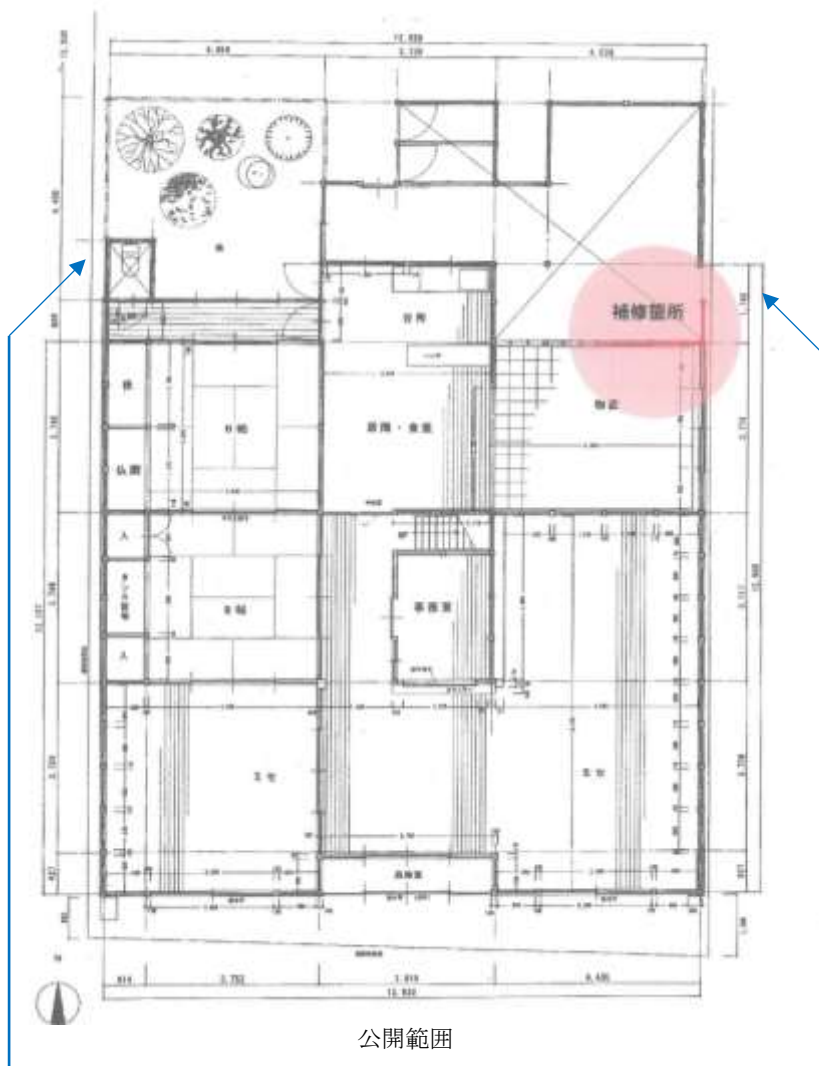


一階は手前二間半部分と東側の中央二間を低い床を張ったミセとし、正面中央二間分を半間後退させ風除室（履物脱ぎ場）として、ミセ部分はギャラリーとして活用している。西側奥は八畳室を二室並べ、北側に半間の廊下を配している。奥の八畳室は西側半間を床と仏壇としているが、当初は違棚であったという。正面中央の西側一間は背面側に通じる通り庭で、事務室は当初その北側の階段までの四畳室であり、階段はその北側に所在していた。その奥に食堂、台所を配し、東側は物置としているが、当初はこの部分に竈、台所があったという。

■ 着手前状況

物置北側（増築部分）に以前は浴室を設置していたとのことで、湿気が多かったと予想される。浴室が設置されていたためか、物置北東隅の柱から南側ギャラリーにかけて蟻害が見られる。

そのため蟻害の範囲を確かめ、その部分の部材を取り換える工事を行う。



公開範囲

旧小守家 1 階平面図

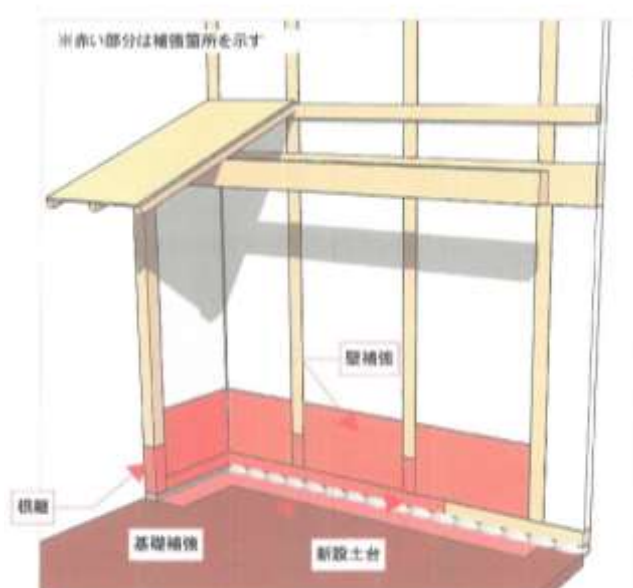
【補修方法】

柱・土台に接む土壁を最下部貫まで撤去。ジャッキアップ。
現状の目視確認を行う。
この時、B柱の南側の土台も確認する。

必要に応じてコンクリートで基礎を補強。

新設土台・柱の据置を行う。金物取付。

撤去壁の補修（組がみを兼ねる）。



補修イメージ

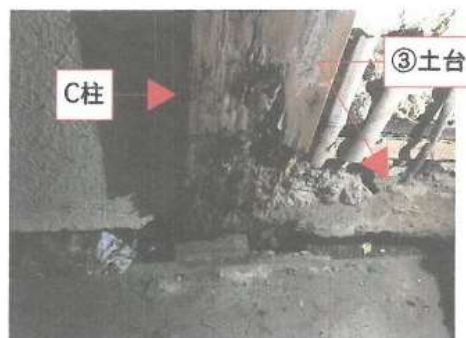
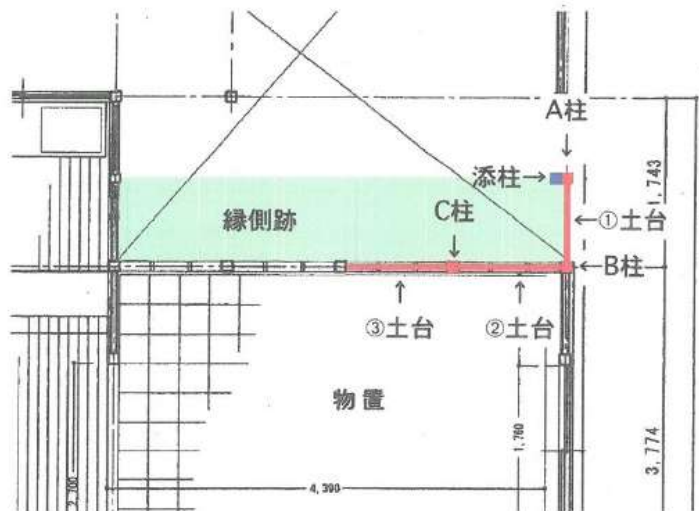
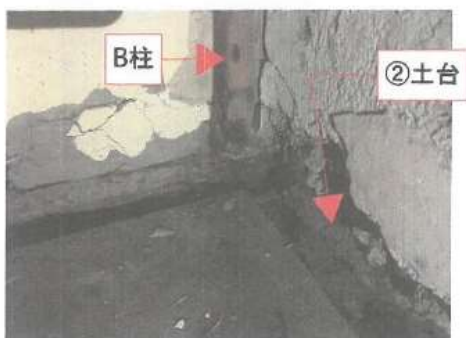
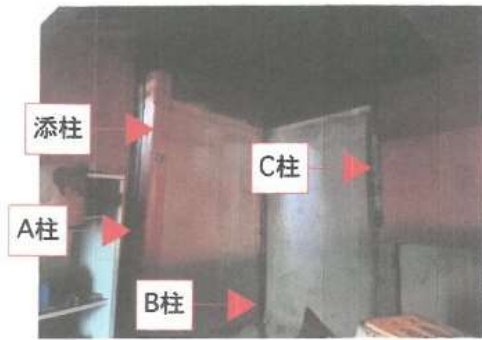
山下一社邸主屋補修工事

【現状】

この建屋北東角に伊勢湾台風被害後、縁側を解体し、在来風呂が設置されていた。在来風呂は現在解体されて、物置となっている。

A～C柱の根元、①～③土台が腐朽し存在しない。
旧縁側の桁を支えるA柱には、添柱がボルト締めされている。

①土台の基礎は長方形加工の御影石、②と③土台の基礎は丸形の自然川石。



① 尾関家住宅（令和2年度修理予定）

■ 建造物名 尾関家住宅土蔵【登録有形文化財建造物】

■ 所在地 犬山市大字犬山字白山平

■ 建物概要

主屋

【構造】・・・木造二階建、瓦葺

【建築年】・・・天保13年(1842)

【面積】・・・建築面積 171 m²

土蔵

【構造】・・・土蔵造二階建、瓦葺

【建築年】・・・天保13年(1842)

【面積】・・・建築面積 28 m²

■ 事業内容

【構造】・・・雨漏りしている土蔵の屋根の葺き直しを行う。

【構造】・・・雨漏りしている主屋の屋根の葺き直しを行う。

■ 補助対象事業費及び交付予定額

9,680,000 円(5,000,000 円)【土蔵の概算予定】

■ 特徴

尾関家は、江戸時代から犬山焼の御用瓦師として城下において瓦を製造し、天保13年(1842)の大火後は町から離れた現在地に移り、再建されたのが現在の建物である。慶応2年(1866)尾関家作十郎信業が犬山の伝統的陶器である犬山焼を復興し、桜・紅葉を描いた雲錦手や赤絵の手法による絵付けの花瓶・壺などを製作し、犬山焼の窯元として代々「尾関作十郎」を襲名して現在に至っている。

主屋は南面して建てられ、東側に幅二間奥行き八間の大きな土間を取り、座敷・仏間など8室を配し、西側の土蔵とは縁で結ばれている。主屋は平入りで切妻の部屋を大きくし、2階小屋裏の部屋の天井高を取っている。奥座敷の2室は南側屋根をそのまま延ばし切妻屋根を突き出している。土蔵は主屋の北西方に建つ南北棟で平入の2階建土蔵。東面に蔵前をとり、南端で主屋の仏間北側の縁側につながる。開口の少ない閉鎖的な造りになる。

尾関家住宅は、御用瓦師の住まいとして建てられた犬山に残る大型の郊外型の民家の代表例であり、犬山では年代も古く、東側の土間部分に一部改造が見られるが、保存状態は良好で建物も良質である。



犬山城天守保存修理工事

令和元年12月
犬山市教育委員会

令和元年度の工事内容（外部）

・大屋根等瓦葺直し

最上階の屋根は、丸瓦と雁振瓦（がんぷりがわら）がずれ落ちていました。瓦下の葺土や野地板の状態は健全と判断されたため、丸瓦と雁振瓦のみ葺き直しを行いました。

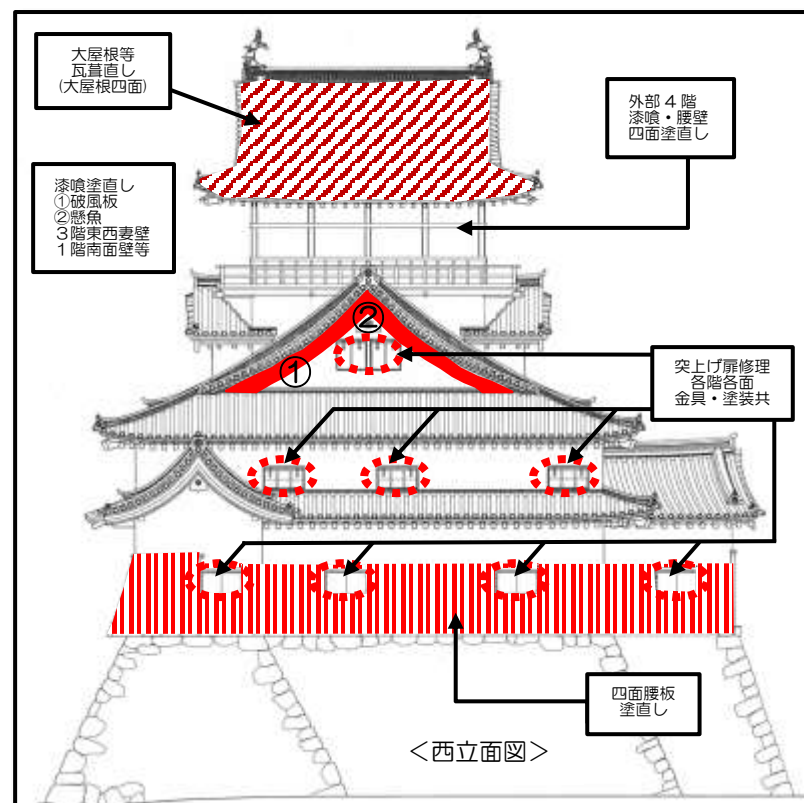
・漆喰壁塗直し

外部の壁で漆喰の剥落や浮きが確認されていたため傷みのある層まで削ぎ落とし、漆喰の塗り直しを行いました。

・外部木部塗直し

1階、4階の外部腰壁や建具などは塗装の剥落が著しかったため塗り直しを行いました。

・外部建具補修



名勝木曾川を背に標高約 85mの小高い山に建つ犬山城は、天文 6 年（1537）に織田信康が木ノ下城をこの地に移したことによると伝えられています。外観より内部の階数が多いこと、1 階の平面がいびつな不等辺四角形であることなど、古い時代の特徴を持つ天守は、昭和 10 年（1935）に国宝に指定されました（昭和 27 年に新文化財保護法により再指定）。

木造の建造物は、通常 50 年から 100 年で屋根修理、100 年から 300 年で解体を伴う大規模修理が必要といわれています。犬山城は明治以降、明治 24 年（1891）の濃尾地震により付櫓等が崩れる大被害を受けたときと昭和 34 年の伊勢湾台風の後には大規模な修理を行っています。前回の修理から約半世紀が過ぎ、雨漏りや床等各所に傷みが確認されるようになったことや、近年多発する大地震への備えのため、平成 30 年度と令和元年度の 2 ヶ年で耐震対策を含む保存修理工事を実施いたしました。



▼大屋根等瓦葺直し



1 丸瓦解体



2 丸瓦固定用銅線設置



3 丸瓦葺直し完了

▼外部木部塗直し



1 4階妻壁塗直し前



2 4階妻壁塗直し完了

工事完了時外観
令和元年12月撮影



発行 犬山市教育委員会
発行日 令和元年12月
記載内容の無断転載を禁止します

～～ 犬山城天守保存修理工事の概要 ～～

1. 工事名 犬山城天守保存修理工事
2. 工事費 平成30年度 35,964,000円（税込）
令和元年度 62,920,000円（税込）
合計 98,884,000円（税込）
3. 工期 平成30年10月25日から平成31年 3月15日
令和元年 7月 5日から令和元年12月27日
4. 工事内容 耐震補強を含む保存修理工事
5. 施工業者 田中社寺株式会社【岐阜県岐阜市】
6. 設計監理 公益財団法人 文化財建造物保存技術協会【東京都荒川区】

■平成30年度の工事概要

- ・天守2階床組み耐震補強（約122㎡）
- ・地下2階から2階までの階段踏板補強（約17㎡）

■令和元年度の工事概要

- ・天守3、4階壁耐震補強（約53㎡）
- ・2階から3階までの階段踏板補強（約17㎡）
- ・大屋根等瓦葺直し（約129㎡）
- ・漆喰壁塗り直し（約614㎡）
- ・外部木部塗り直し（約340㎡）
- ・外部建具補修（9箇所）



令和元年9月撮影

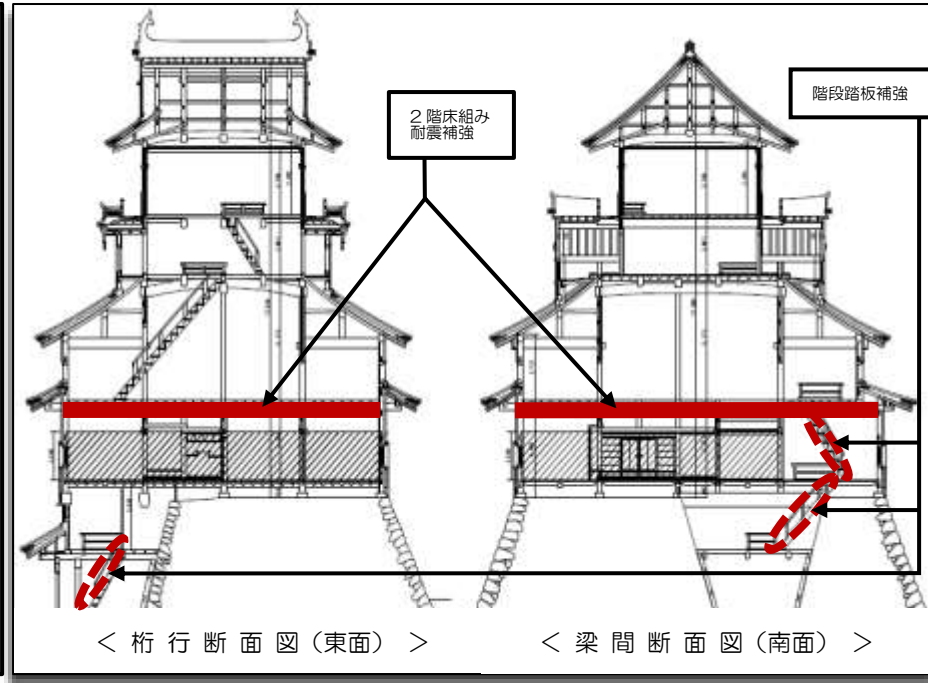
平成30年度の工事内容

・2階床組み耐震補強

犬山城は1階と2階が通し柱であることから2階の床面を補強する必要があったため、床の裏側に構造用合板を取り付けて、水平面を補強しました。また、万一梁が抜けても床が落ちるのを防ぐため、床組みを支えている梁の一部に脱落防止の金具を取り付けました。

・階段踏板補強

天守の階段は、長年の使用ですり減りが目立っていました。転落や転倒の危険があるため、すり減った面を覆うように、新しい踏板を取り付けました。



▼2階床組み耐震補強



1 枳材固定、構造用合板張



2 化粧板(檜材)張



3 化粧板古色塗

▼階段踏板補強



1 踏板補強前



2 補強板(檜材)張



3 踏板補強完了

令和元年度の工事内容(内部)

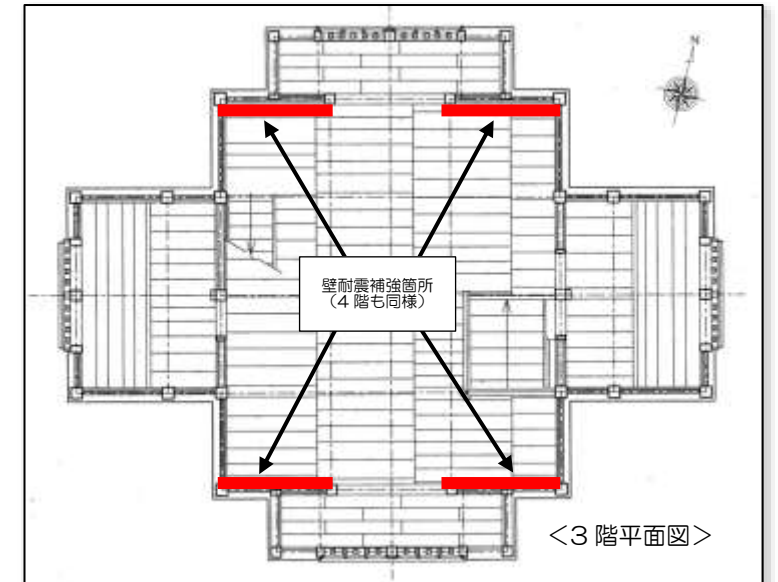
・3、4階壁耐震補強

犬山城3階には唐破風の大きな窓が、また4階には高欄への扉があるため、構造的に弱くなっていました。そこで、それぞれ窓と扉横の壁を一部解体し、壁の内部に構造用合板を取り付けて、南北の壁を補強しました。

・漆喰壁塗直し

天守内部の壁には、長年の雨染みや擦れによる壁表面の汚れが見られたため、漆喰の上塗り直しを行いました。

・階段踏板補強



▼3、4階壁耐震補強



1 漆喰撤去



2 縦板(昭和の檜材)撤去



3 下地枳材(檜材)取付け



4 構造用合板張



5 縦板復旧



6 ラスボード下地、漆喰塗

▼漆喰壁塗直し



1 塗直し下地処理(ペーパーがけ)



2 塗直し(ノロがけ)

タイトル：（仮称）国宝犬山城天守・史跡犬山城跡保存活用計画					
章	節	項	項目	概要	担当
			表紙・口絵		合同
			序文		犬山市
			例言		天守→史跡
			目次		合同
1			計画策定の沿革・目的		
	1.1		計画策定の沿革	計画策定の背景・経緯→建造物と史跡という2つの対象があることを説明	合同
	1.2		計画の目的	史跡等の現状・課題等の概略を記述、それらを改善し適切な保存・活用の方針・方法の策定を目的とする	合同
	1.3		委員会の設置・経緯	委員会構成、名簿、審議経過の概要、その他WG、意見交換等の経緯	犬山市
	1.4		他の計画との関係	総合計画その他の計画との関係（計画の位置づけ）	犬山市
	1.5		計画の実施		
		●	計画期間・計画の見直し	計画の作成日、計画期間をここに入れ込む	合同
		●	作成者		天守→史跡
		●	計画対象範囲	史跡範囲、天守、防災計画範囲を図と文で明示	天守→史跡
		●	各章の概要		天守→史跡
2			文化財の概要		
	2.1		文化財の基本情報	史跡の基本情報は、「指定の状況」と統合	
		●	史跡	指定地の状況をここに入れ込む	史跡
			指定告示	名称・史跡類型、指定年月日、指定基準	史跡
			指定説明文とその範囲		史跡
		●	天守		天守
			指定告示	名称、員数、構造形式、指定年月日、所有者等の氏名と住所、管理者体制	天守
	2.2		現在に至る経緯	建造物と史跡についての「現状に至るまでの経緯（履歴）」はここにまとめる。	
			指定に至る経緯（史跡）		
		●	史跡		史跡
		●	保存事業履歴		天守
		●	活用履歴		天守
	2.3		文化財の概要	史跡の基本情報は、「指定の状況」と統合	
		●	歴史	歴史（天守の立地環境、創立沿革をここに入れ込む）	天守→史跡
		●	史跡関係の既往調査結果	史跡関係：曲輪（中世絵図調査、発掘調査、縄張、石垣カルテ等）、周辺環境	天守
		●	天守関係の既往調査結果	建築的（天守類型、構造、施設の性格、主な改造等）	史跡
		●	史跡指定地の周辺環境	自然環境：地形・地質、植生（広域的＋史跡内の植生調査）、社会環境：法的規制等、土地所有・土地利用	史跡
	2.4		文化財の価値		
		●	史跡：本質的価値の明示、新たな価値評価の視点の明示		史跡
			構成要素の特定		史跡
		●	天守：天守の文化財的価値		天守
	2.5		文化財の現状・課題		
		●	保存状況		
			史跡		史跡
			天守	破損状況	天守
		●	管理状況	史跡・建造物の管理状況を一体的に記載	合同
		●	活用整備の状況		合同
		●	課題	史跡、建造物に関する保存、管理、活用上の総括的な課題（建造物の課題→史跡全域に関する課題）	天守→史跡
3			大綱・基本方針		
		●	大綱・基本方針		合同
4			保存・管理		
	4.1		方向性		
		●	史跡の特性		史跡
		●	保存管理の方向性	建造物の環境保全計画の基本方針と史跡保存管理の方向性を統合する	天守→史跡
	4.2		保存管理の方法		
		●	史跡の地区区分		史跡
		●	地区ごとの総括的な保存		史跡
		●	個別の諸要素の具体的な保存		史跡
	4.3		天守の保護方針	個別の諸要素のうち、国宝指定を受けている天守は本項目にて詳細を記載	
		●	部分設定と保護方針	保存・保全・その他	天守
		●	部位設定と保護方針	基準1～5	天守

	4. 4		天守の管理計画	天守以外の建造物、工作物は史跡を構成する諸要素として扱う。国宝指定を受けている天守（付属施設）は本項目にて詳細を記載	
		●	管理体制	管理体制、責任リスト	天守
		●	管理方法	清掃・日照通風・虫菌腐朽・風水害・事故防止	天守
	4. 5		天守の修理計画	天守以外の建造物、工作物は史跡を構成する諸要素として扱う。国宝指定を受けている天守（付属施設）は本項目にて詳細を記載	
		●	当面必要な維持修理の措置		天守
		●	今後の保存修理計画	留意事項	天守
	4. 6		現状変更の取扱基準		
		●	諸要素ごとの現状変更及び保存に影響を及ぼす行為の取扱方針	建造物の「保護に係る諸手続きの流れ」、史跡の現状変更の流れをここに入れる	天守→史跡
		●	地区ごとの現状変更等の取扱方針及び具体的な取扱基準		史跡
	4. 7		史跡の周辺環境を構成する諸要素の保存・管理		史跡
		●	史跡指定地外の周辺環境を構成する諸要素の保存・管理	史跡等の直近の周辺環境にあつて、史跡等に影響を及ぼす可能性のある諸要素の保存及び、指定地内から展望できる範囲の保全方策	史跡
	4. 8		追加指定と公有化		
		●	史跡の追加指定、公有化	本質的価値を構成する諸要素が現在の指定地外に及んでいる場合には、追加指定の進め方、公有化の進め方	史跡
5			防災計画		
	5. 1		天守の防火・防犯計画		
		●	火災時の安全性に係る課題	燃焼特性、延焼の危険性、現状、課題	天守
		●	防火管理計画	防火管理者、区域、予防、警備、避難経路、体制	天守
				防災訓練	天守
		●	防犯計画	事故歴、措置、今後の対処方針	天守
		●	防災設備計画	設置状況、課題、計画	天守
	5. 2		天守の耐震対策		
		●	診断と耐震補強	耐震診断、耐震補強	天守
		●	地震時の対処方針		天守
	5. 3		天守風害対策		
		●	被害の想定		天守
		●	今後の対処方針		天守
	5. 4		その他の災害対策	史跡の防災・安全管理についてはこの項で触れる。	史跡
		●	落雷		天守
		●	土砂災害		天守
6			活用・整備		
	6. 1		活用・整備の方向性	・ 犬山城の本質的価値をより効果的に来訪者に伝える ・ 見学メニューをより幅広い対象範囲に対して充実させる ・ 来訪者の安全性と快適性を確保する	合同
	6. 2		活用・整備マスタープラン	ここで犬山城全体の課題と対策方針を示す。図面（城郭＋天守）に課題をプロットして、対策方針の考え方を示す。	合同
	6. 3		史跡の活用・整備	ここでマスタープランに提示した関連課題の詳細について書く	
		●	活用の方法と進め方		史跡
		●	整備の方法と進め方		史跡
		●	地区ごとの活用・整備		史跡
		●	整備事業の進め方		史跡
	6. 4		天守の活用・整備	ここでマスタープランに提示した関連課題の詳細について書く	
		●	天守の活用・整備の現状と課題		
		●	天守の活用・整備の方法と進め方		天守
7			運営・体制の整備		
	7. 1		方向性		天守→史跡
	7. 2		方法	天守の「活用計画の管理運営計画」をここに入れ込む	天守→史跡
8			施策の実施計画の策定・実施		
		●	施策の実施計画の策定・実施		史跡
9			経過観察		
	9. 1		方向性		史跡
	9. 2		方法		史跡

	平成30年度					令和元年度												令和2年度																		
	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3							
策定委員会開催					○						●		●				●				●			●			●									
1. 計画策定の沿革・目的																																				
・ 計画対象範囲図										第1回 検討	←	→ 承認																								
1-1. 計画策定の沿革																																				
1-2. 計画の目的																																				
1-3. 委員会の設置・経緯																																				
1-4. 他の計画との関係																																				
1-5. 計画の実施																																				
2. 文化財の概要																																				
2-1. 文化財の基本情報																																				
2-2. 現在に至る経緯																																				
2-3. 文化財の概要																																				
2-4. 文化財の価値																																				
2-5. 文化財の現状・課題																																				
3. 大綱・基本方針																																				
4. 保存・管理																																				
4-1. 方向性																																				
4-2. 保存管理の方法(地区区分等)																																				
4-3. 天守の保護方針 ・ 部分部位の設定と保護方針																																				
4-4. 天守の管理計画																																				
4-5. 天守の修理計画																																				
4-6. 現状変更の取扱基準 4-7. 史跡の周辺環境を構成する 諸要素の保存・管理 4-8. 追加指定と公有化																																				
5. 防災計画																																				
6. 活用・整備																																				
6-1. 活用・整備の方向性																																				
6-2. 活用・整備マスタープラン																																				
6-3. 史跡の活用・整備																																				
6-4. 天守の活用・整備																																				
7. 運営・体制の整備																																				
8. 施策の実施計画の策定・実施																																				
9. 経過観察																																				
作業スケジュール	天守：保存管理、環境保全、公開活用の 事前調査と現地調査、章立ての検討					史跡：既往史資料の収集・整理及び既往調査等の把握現地踏査と現況把握 史跡の本質的価値とそれを構成する要素の特定、要素の現状と課題の検討 天守：保存管理、環境保全、防災、公開活用の検討										史跡：地区区分等の検討、保存管理と 整備に関わる方針の設定 天守：成果品作成・提出												史跡：保存管理と整備に関わる方法の設定			全体原案の作成			パブリックコメント 計画書の編集と印刷		

令和元年度史跡東之宮古墳整備事業

1. 史跡東之宮古墳整備工事施工監理等業務（文化庁国庫補助）

契約期間	令和元年 5 月～令和 2 年 3 月
委託業者	株式会社環境事業計画研究所
委託内容	整備工事の施工監理、実施設計の一部見直しを実施

2. 史跡東之宮古墳整備工事（文化庁国庫補助）

工事期間	令和元年 1 1 月～令和 2 年 3 月		
工事内容	施設整備	四阿、ベンチ（2 基）設置	基礎完成
	樹木剪定	遊歩道沿い落枝の恐れがあるもの	実施中
	樹木伐採	枯木、倒壊の恐れがあるもの	完了
	植栽整備	伐採箇所における植樹（さくら（舞姫））	実施予定

3. 史跡東之宮古墳学習システム開発業務（内閣府交付金）

契約期間	令和元年 7 月～令和 2 年 3 月
委託業者	ナカシャクリエイテブ株式会社
委託内容	史跡東之宮古墳に関する基礎情報や発掘調査等の情報を AR（拡張現実）等の技術を活用してスマートフォン等の機器により学習するシステムを構築する。
その他	アプリケーションのテスト環境を作成 東之宮古墳の P R 映像を作成中

4. 東之宮古墳普及啓発事業

契約期間	令和元年 7 月～令和 2 年 3 月
委託業者	NPO 法人古代瀬波の里・文化遺産ネットワーク
委託内容	東之宮古墳の史跡整備後の活用方法等について検討するワークショップを実施する。

5. 東之宮古墳出土副葬品学習講座

実施時期	令和2年2月2日（日）午前8時～午後6時
実施内容	平成28年度～30年度と同様に史跡東之宮古墳から出土した副葬品を学習する講座を企画、実施する。

6. ガバメントクラウドファンディングの実施

実施時期	令和元年12月1日～令和元年12月31日		
実 績	平成29年度	555,000 円	ガバメントクラウドファンディング
	平成30年度	3,043,000 円	ふるさと応援寄付金
	令和元年度	10,666,000 円	ふるさと応援寄付金

天然記念物ヒトツバタゴ自生地について

1. ヒトツバタゴ自生地の現状

個体状況	既存成木 7 本（フェンス内） 更新幼木 数本（フェンス内・外）
樹 勢	良好
開花状況	5 月 1 日 開花 5 月 1 0 日 満開 5 月 2 0 日 落花 良好 6 本、樹勢相応 1 本
管理状況	樹木管理 （通年） 周辺草刈り （年 3 回）
周辺環境	周辺に貴重な植物種が生息

2. ヒトツバタゴ自生地公有化

（1）公有化を行う土地

天然記念物ヒトツバタゴ自生地

所 在 地：犬山市字西洞 41 番 1 の一部（西洞 81・82・83 の各一部 470.4 m²）

犬山市字西洞 41 番 2（全筆 1371 m²）

面 積：1841.4 m²（大正 12 年指定当初）

大正 1 2 年 （指定時）	昭和 1 3 年 （分筆）	平成 1 1 年 （ほ場整備）	指定状況
西洞 41 3352 m ² （指定 1841.4 m ² ）	西洞 41-1 1983 m ²	西洞 81 2388 m ²	部分指定 470.4 m ²
		西洞 82 472 m ²	
		西洞 83 1125 m ²	
	西洞 41-2 1371 m ²		全指定 1371 m ²

（2）土地公有化スケジュール（令和 3 年度）

- ① 土地境界確定測量
- ② 不動産鑑定 等
- ③ 土地の公有化

3. 天然記念物ヒトツバタゴ自生地保存活用計画策定

ヒトツバタゴ自生地の今後の保存・活用方針を定める保存活用計画を策定する。計画策定にあたり、環境調査を実施する。（計画策定期間 3 年程度）

天然記念物ヒトツバタゴ自生地周辺状況

都市計画基本図H26

天然記念物ヒトツバタゴ自生地

凡例

	指定地
	保護フェンス
	更新幼木エリア
①～⑦	既存成体
	市所有地

10 m

1 事業概要

(1) 事業主体

犬山市

(2) 目的

犬山市富士地区を中心とする尾張北部地域に伝承されている石上祭（犬山市指定無形民俗文化財）の総合調査を実施し、現状の実態と往古の痕跡の詳細な記録を作成する。その成果を地域の伝承活動や生涯学習、学校教育の場で生かし、また、専門家、研究者等の利用に役立てるなどとして、伝承基盤の強化と地域の活性化を図る。

(3) 内容およびスケジュール

平成 28 年度：調査準備〔予備調査・映像記録作成（撮影）〕

平成 29 年度：調査、映像記録作成（撮影）

平成 30 年度：補足調査、映像記録作成（撮影）、報告書執筆

令和元年度：補足調査、記録映像作成（編集）、報告書執筆・刊行

(4) 調査体制

石上祭調査委員会（任期：平成 29 年 6 月 7 日～令和 2 年 3 月 31 日）

委員長	鬼頭秀明氏	文化庁文化審議会専門委員（専門分野：民俗芸能）
委員	菊池健策氏	前文化庁伝統文化課主任文化財調査官（専門分野：民俗学）
委員	服部誠氏	旭丘高校教諭（専門分野：民俗学）
委員	松田篤氏	可児市職員（専門分野：民俗学）
委員	松田香代子氏	愛知大学講師（専門分野：民俗学）

事務局：犬山市教育委員会歴史まちづくり課

2 （仮）『尾張富士の石上げ祭調査報告書』の構成

- 巻頭カラーグラビア
- 挨拶・目次・例言
- 富士山信仰
- 尾張富士と富士信仰の周辺
- 石上祭の歴史と民俗
- 現在の祭礼
- 資料（文献資料・古写真紹介）
- 付録（石上祭記録映像収録 DVD）

3 令和元年度事業報告・事業計画

(1) 石上祭調査委員会

第1回調査委員会 令和元年5月29日開催

第2回調査委員会 令和元年9月18日開催

(2) 現地調査

石上祭当日（8月4日）を中心とする現地調査および聞き取り調査を述べ7回実施

(3) 映像資料デジタル化

業務内容：石上祭に関する映像資料のデジタル化

昭和47年の石上祭が記録された8ミリビデオフィルムのDVD化

(4) 調査報告書刊行

① 調査報告書原稿執筆

② 調査報告書付録DVD用石上祭記録映像作成

業務内容：紹介用記録映像（18分程度）とその短縮版（1分30秒程度）を作成した。

作成した映像は調査報告書の付録DVDに収録する。

犬山市の公式YouTubeアカウントにも掲載予定。

③ 調査報告書印刷・配布

業務内容：委員より提出された原稿を基に、調査報告書を印刷する。

印刷部数は400冊で、関係諸機関に配布するほか、史料館等での頒布を予定している。

4 調査成果概要

「石上祭」は、尾張富士の頂上に石を担いであげる「石上げ」と、山中から麓に向かって松明を振り回しながら参道を下る「火振り」から構成されている行事である。

このうち、火振りについては、近世の地誌や年中行事の記録類に、旧暦五月晦日に尾張富士の山中に百人の篝火を焚いていたことが記されており、現在の行事の原型が近世に既に存在したことが確かめられた。

一方、石上げについては、近世史料にその存在を確かめることはできなかった。明治18年に刊行された地誌には、石上げが行われていたことが記されており、初見史料と考えられる。単に石を山頂に持参する

行為であったものが、明治時代以降に、講社組織の拡充や、石上げに纏わる種々の伝説の成立により、大々的に見せる行事として徐々に整えられ、近隣の多くの人々を巻き込んだ「石上祭」が成立したと考えられる。

5 今後の予定

愛知県無形民俗文化財指定に向け、申請予定。

1 事業概要

(1) 施行理由

文化史料館別館「からくり展示館」は、ユネスコ無形文化遺産「犬山祭」の重要な要素であるからくり人形の展示公開を中心とする活動を行ってきたが、立地する土地（賃借）が平成 26 年に「土砂災害特別警戒区域」「土砂災害警戒区域」に指定され、施設の安全を確保する必要があるため。また、建設から約 40 年が経過した建物（賃借）の老朽化も深刻な問題となっているため。

(2) 基本理念

‘日本のからくり文化を世界へ情報発信する’

犬山祭の山車からくりや座敷からくりをはじめとする伝統的なからくり人形の展示・実演だけでなく、現代のからくりやロボットテクノロジーへと続く技術の紹介、九代玉屋庄兵衛の製作現場の公開、市内の中学校・高等学校の生徒によるからくり練習の場、次世代への伝統文化継承の場としての役割を果たす。

(3) 主な事業内容

- ・施設の建設（ハード）
- ・文化史料館（本館・南館）の運営方法の見直し（ソフト）

(4) スケジュール

- ・ H29 年度：基本計画・基本設計
- ・ H30 年度：実施設計
- ・ 令和元年度：施工 → 令和 2 年 4 月 1 日(水)オープン

2 令和元年度事業報告

(1) 発掘調査

建設予定地が周知の埋蔵文化財包蔵地に該当するため、記録保存を目的とした発掘調査を実施した。調査結果は報告書として刊行し、関係諸機関に送付。

(2) 建設工事

令和元年 7 月 10 日請負工事契約締結。

契約期間：令和元年 7 月 11 日～令和 2 年 2 月 20 日

工事内容の変更により、変更契約を行う予定

(3) 工事監理業務

令和元年 6 月 27 日委託契約締結。

契約期間：令和元年 6 月 28 日～令和 2 年 3 月 4 日

(4) 南館ネーミングライツ契約

民間の活力を得て広く市民の文化振興を図り、からくり文化の情報発信を推進するため、南館にふさわしい愛称を付けることができる権利を取得する事業者を募集し、選定した。

- ・優先交渉権者として決定した者：株式会社今仙電機製作所
- ・提案愛称：「IMASEN 犬山からくりミュージアム 玉屋庄兵衛工房」
- ・応募金額：金 300,000 円（年額・消費税別）
- ・契約締結予定日：令和 2 年 1 月下旬

(5) オープニング事業

令和 2 年 4 月 1 日の開館に先立ち、3 月 29 日（日）にオープニングセレモニーを実施する。

(6) 条例・施行規則の改正

令和元年度 9 月定例議会および定例教育委員会において「犬山市文化史料館の設置及び管理に関する条例」およびその施行規則を改正した。令和 2 年 4 月 1 日施行。

- ① 南館整備にあたり、施設の維持管理およびサービス供給に合った観覧料に見直すことで受益と負担の公平性を確保し、行政コストの削減につなげるため、観覧料を改定する。

改定前：一般 100 円・団体 80 円（30 名以上）・中学生以下無料

改定後：一般 300 円・団体 240 円（30 名以上）・中学生以下無料

また、文化史料館の観覧料改定に伴い、城下町周遊券の価格も改定する。

改定前：600 円

改定後：760 円

- ② コミュニティ団体・まちづくり団体の活動を支援し、地域の活性化を促進するため、使用可能なスペースを拡大する。

現行：本館研修室

改定：本館研修室・南館作業室・南館前スペース

(7) 運営体制の見直し

本館を含めた運営体制を見直す予定。

文化財の魅力創出推進

事業着手	2018年4月
完了(供用開始)	-

作成課	歴史まちづくり課
関係課	—

[illegible]

老 德

備考

史跡名勝天然記念物の現状変更について

1 令和元年度 現状変更件数

- 名 勝：32件
 - ・ 文化財名 木曾川
- 史 跡：19件
 - ・ 文化財名 犬山城跡、東之宮古墳
- 天然記念物：1件
 - ・ 文化財名 ネコギギ

2. 令和元年度 き損届

- 史 跡：1件
 - ・ 文化財名 東之宮古墳

3. 令和元年度 滅失届

- 天然記念物：1件
 - ・ 文化財名 ニホンカモシカ

平成31年・令和元年度 史跡・名勝・天然記念物 き損、現状変更状況一覧表（12月末日時点）

【現状変更】

名勝木曽川

No	許可日	内容	申請	備考
1	4/22	霧吹き装置の設置	軽微な現状変更	※
2	4/25	アンテナ増設	軽微な現状変更	
3	5/17	足場仮設	文化庁案件	※
4	5/21	階段整備	軽微な現状変更	
5	5/22	電柱立替及び既設高圧線の張替え	軽微な現状変更	
6	5/29	城郭内防護柵取替修理	軽微な現状変更	※
7	5/29	ユニットハウス撤去	軽微な現状変更	※
8	6/10	説明板の設置	軽微な現状変更	※
9	6/21	観光案内所整備	文化庁案件	
10	6/21	樹木等伐採	文化庁案件	
11	6/27	掲示板設置	軽微な現状変更	※
12	7/19	倉庫立替	文化庁案件	※
13	8/1	建物解体	軽微な現状変更	
14	8/6	枯木等伐採	軽微な現状変更	※
15	8/6	自販機建屋修理	軽微な現状変更	※
16	8/27	絵馬掛け移設	軽微な現状変更	※
17	8/27	仮設電線引込み	軽微な現状変更	※
18	9/1	遊具新設等	軽微な現状変更	
19	9/20	宿泊施設建築等	文化庁案件	
20	9/20	住宅撤去等	文化庁案件	
21	11/15	植樹	文化庁案件	
22	11/15	建物解体	軽微な現状変更	
23	11/27	光ケーブル引き込み工事	軽微な現状変更	※
24	11/29	フェンス建替え	軽微な現状変更	※
25	11/29	樹木の剪定	軽微な現状変更	※
26	11/29	舗装改修	軽微な現状変更	※

名勝木曽川

No	許可日	内容	申請	備考
27	12/12	樹木剪定等	軽微な現状変更	※
28	申請中	個人住宅新築	文化庁案件	
29	申請中	竹林整備	文化庁案件	
30	申請中	小水力発電	文化庁案件	
31	申請中	植樹及び工作物設置	文化庁案件	※
32	申請中	植樹	文化庁案件	※

史跡犬山城跡

No	許可日	内容	申請	備考
1	4/22	霧吹き装置の設置	軽微な現状変更	※
2	5/17	足場仮設	文化庁案件	※
3	5/29	城郭内防護柵取替修理	軽微な現状変更	※
4	5/29	ユニットハウス撤去	軽微な現状変更	※
5	6/10	説明板の設置	軽微な現状変更	※
6	6/27	掲示板設置	軽微な現状変更	※
7	7/19	倉庫立替	文化庁案件	※
8	8/6	枯木等伐採	軽微な現状変更	※
9	8/6	自販機建屋修理	軽微な現状変更	※
10	8/27	絵馬掛け移設	軽微な現状変更	※
11	8/27	仮設電線引込み	軽微な現状変更	※
12	11/27	光ケーブル引き込み工事	軽微な現状変更	※
13	11/29	フェンス建替え	軽微な現状変更	※
14	11/29	樹木の剪定	軽微な現状変更	※
15	11/29	舗装改修	軽微な現状変更	※
16	12/12	樹木剪定等	軽微な現状変更	※
17	申請中	植樹及び工作物設置	文化庁案件	※
18	申請中	植樹	文化庁案件	※

※ 史跡犬山城・名勝木曽川での申請

史跡東之宮古墳

No	許可日	内容	申請	備考
1	申請中	植樹	文化庁案件	

天然記念物ネコギギ

No	許可日	内容	申請	備考
1	7/10	生息調査	軽微な現状変更	

【き損】

史跡東之宮古墳

No	届出日	内容	申請	備考
1	10/24	倒木	文化庁 き損届	台風19号被害

【滅失】

特別天然記念物ニホンカモシカ

No	届出日	内容	申請	備考
1	10/24	滅失届（自動車との接触事故）	文化庁 滅失届	10/17発生

資料寄贈・寄託（R1. 8. 20～R2. 1. 21に受け入れたもの）

資料 1 2

【寄贈】

No	受理日	申込者	寄贈資料	数量	保管場所
1	9月3日	個人	鎧櫃・兜・籠手・陣笠・ サーベルケース・幡・書 籍等・紙資料	一点 一点 一点 一点 一式 一点 一式 一式	犬山市文化史料館
2	10月21日	個人	東之宮古墳出土鏡レプリカ	一式	旧堀部家住宅

【寄託】

No	受託日	申込者	寄託資料	数量	保管場所	受託期間
1	8月27日	個人	和時計（一挺天符柱掛時計）	一台	犬山市文化史料館	R1. 9. 1～R4. 8. 31（新規）
2	11月22日	個人	タペストリー	一点	中本町まちづくり拠点施設	R1. 11. 25～R4. 11. 24（継続）